

住宅改修費給付の手引き (介護保険制度)

平成31年2月1日版

●もくじ

- 住宅改修の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ページ
- 手続きの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2～4 ページ
- 対象となる改修内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ページ

お問い合わせ先・申請書提出先

高梁市介護保険課介護保険係

住 所：〒716-8501 高梁市松原通2043番地

電話番号：0866-21-0299

●対象者

① 有効期間内にある要介護（支援）認定を受けている。

※認定申請中であれば、事前申請できますが、審査の結果が「非該当」となった場合は支給できません。
 ※介護保険被保険者証（右図）を確認ください。

② 本人が介護保険被保険者証に記載の住所に居住している。

※入院中・施設入所中の人が退院・退所を見込んで住宅

改修する場合は、退院・退所するまでに工事が終わっていても完了届の受付・支給はできません。また、入院中・施設入所中に被保険者が死亡した場合、住宅改修費の支給申請はできませんのでご注意ください。



●支給される金額

住宅改修費の支給限度基準額を20万円として、負担割合に応じた額が介護保険から給付されます。

※負担割合については、介護保険負担割合証（右図）を確認してください。

※利用者が改修業者に一旦費用の全額をお支払いいただきます。その後「償還払い方式」により支給します。

※対象とならない工事種類の場合には保険給付できません。

※支給限度基準額を超える金額はすべて自己負担です。

※負担割合は施工事業者の発行する領収日を基準日とします。



例 本人の負担割合が1割の場合

改修費用が
15万円のとき

保険給付額 135,000円

自己負担
15,000円

残り
50,000円

※残りの5万円分は、次回の住宅改修の際に利用できます。

改修費用が
25万円のとき

保険給付額 180,000円

自己負担
70,000円

住宅改修費の支給は、原則として1人につき1回限りです。（支給限度基準額までの工事を数回に分けて利用することは可能です。）ただし、要介護状態区分が著しく重くなった場合（3段階以上（支援2と介護1は同じ段階））や、転居して改修を行う場合には、再度、支給限度基準額20万円の利用が認められます。

●対象となる工事

- ① 手すりの取付け
- ② 段差の解消
- ③ 滑りの防止および移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更
- ④ 引き戸等への扉の取替え
- ⑤ 洋式便器等への便器の取替え
- ⑥ その他①～⑤の改修に付帯して必要となる住宅改修

※老朽化に伴うリフォーム、新築・増築、日常生活動作にかかわらない動線（普段行かない場所等）の工事などは対象外となります。

Step① 相談

申請から承認まで1週間程度かかります。

Step④ 事前申請の承認

Step② 施工事業者の選定

Step③ 事前申請の提出

着工前に事前申請が必要です。

Step⑤ 工事の着工・完了、工事費の支払い

工事費は一旦全額負担いただけます。

Step⑥ 改修工事完成届及び給付金支給申請

完成申請は毎月10日までに受け付けた申請をその翌月20日にお支払します。
※20日が休祝日の場合は直前の平日です。

Step⑦ 支給申請書類の審査、決定、支給

① 相談

介護支援専門員等に相談し、住宅改修が必要な理由書の作成を依頼します。なお工事内容などについては、十分にご検討ください。

※住宅改修が必要な理由書作成に費用をいただくことはありません。

【住宅改修が必要な理由書を作成できる人】

- ・ケアマネジャー（介護支援専門員）
- ・地域包括支援センターの介護予防ケアプラン作成担当者
- ・福祉住環境コーディネーター2級以上
- ・理学療法士及び作業療法士

●新築または増改築の場合

新築・増築（部屋を広げる等）は、住宅改修とは認められないので住宅改修費の支給対象となりません。

また、改修理由が老朽化や器具の故障等の場合は、支給対象になりません。

●ひとつの住宅に複数の被保険者がいる場合

ひとつの住宅に複数の被保険者が居住する場合は、被保険者ごとに住宅改修費の支給申請を行うことが可能です。ただし、それぞれの身体状況に応じた改修工事が行われなければならないため各被保険者に有意な範囲を特定し、その範囲が重複しないように申請を行ってください。同じ手すり取付工事について、按分して申請を行うといったことはできません。

② 施工事業者の選定

工事内容が決まったら施工事業者を選定し、関係書類等（見積書や図面）を依頼します。複数の施工事業者に見積書を依頼するなど施工事業者を比較してください。

※施工事業者の指定はありませんので、市外事業者等でも可能です。

※本人又は家族が住宅改修を行う場合、材料購入費のみ対象となります。材料代の見積書を依頼してください。

●被保険者や家族が自ら住宅改修を行う場合

被保険者やその家族が自ら住宅改修のための材料を購入し住宅改修を行う場合は、材料の購入費（工賃や諸経費は対象外）を住宅改修費の支給対象とします。事前申請書及び給付金支給申請書に添付する住宅改修が必要な理由書などの添付書類は、事業者が施工する場合と同様です。

ただし、見積書（工事費内訳書）は購入する（購入した）材料が分かる見積書（領収書）の添付を行ってください。

③ 事前申請の提出

住宅改修の着工前に次の書類の提出を行ってください。本人又は家族のほか、介護支援専門員等に提出を依頼することもできます。書類が揃わないときは受理できません。事前申請の承認に1週間程度かかるため、着工予定日までに余裕をもって申請してください。

【事前に提出いただく書類と留意事項】

①申請書（高梁市介護保険 居宅介護（介護予防）住宅改修事前申請書）

②住宅改修が必要な理由書

③見積書（工事費内訳書）

※国が示す標準様式と同等の内容が記載されていれば、標準様式でなくても差し支えありません。
※見積書（工事費内訳書）には、改修業者印を押印してください。

④図面（改修前後の平面図）

※ケアマネジャー等が作成する「住宅改修が必要な理由書」と改修箇所・内容が一致している必要があります。
※高さ・幅等の寸法や床面やタイル等の材質が改修前と改修後にどうなるか改修内容ごとに明示してください。
※手すりの取り付けなど1枚の図面で改修前と・改修後の状況が分かる場合は一枚でかまいません。

⑤改修前の写真（改修箇所・撮影日がわかるもの）

※段差改修に係るものはメジャー等を当て「段差」の現状が分かる写真が必要です。
※撮影した日付が分かるよう、ホワイトボードや紙などに目立つよう日付を写し込むか、カメラの日付機能により撮影年月日を表示してください。

⑥建物所有者の承諾書（住宅所有者が本人・同居の家族以外の場合）

※改修する住宅の所有者が異なる（同居の家族以外）場合は申請前に所有者に相談し、承諾書を得ておく必要があります。

④ 事前申請の承認

事前申請書類の審査後に「介護保険住宅改修着工承諾書」を被保険者住所（送付先設定されている場合は送付先）に送付します。申請書で確認できない場合は現地確認する場合があります。

●事前申請から工事内容を変更したい

事前承認決定後であっても、工事を取りやめる場合や工事の内容及び金額、施工事業者等が変更になった場合は、軽微な内容であっても、すみやかに介護保険係担当まで連絡してください。工事終了後に変更があったことが判明した場合は原則、給付対象外となるためご注意ください。

⑤ 工事の着工・完了、工事費の支払い

事前申請の承認における決定通知書が届いた後に改修工事に着手してください。工事が完了した後に代金を施工業者に支払い、領収書を受け取ってください。

※事前申請手続きや、承認前に着工した場合は、原則支給対象になりませんので、注意してください。

●領収書の宛名

領収書は被保険者本人名義にしてください。被保険者の死亡後に相続人が支払った場合など、宛名が被保険者本人にならない場合は、ただし書きに被保険者名（例「高梁太郎様住宅改修工事」など）を記載してください。

⑥ 改修工事完成届及び給付金支給申請

住宅改修費を支給申請してください。住宅改修が完成し、施工事業者から領収書を受け取った後、次の書類の提出を行ってください。本人又は家族のほか、介護支援専門員等に依頼することもできます。

【工事完了後に提出いただく書類と留意事項】

- ① 高梁市介護保険 居宅介護（介護予防）住宅改修 工事完了届及び給付金支給申請書
- ② 領収証（原本）
- ③ 工事費内訳書
※着工前に提出した書類と変更がない場合は、提出不要です。
- ④ 図面（改修前後の平面図）
※着工前に提出した書類と変更がない場合は、提出不要です。
- ⑤ 住宅改修の完了後の写真
※改修前と同じ位置から撮影し、改修前写真と比較することで改修の状況が分かるように写してください。
※段差改修に係るものはメジャー等を当て「段差」の現状が分かる写真が必要です。
※撮影した日付が分かるよう、ホワイトボードや紙などに目立つよう日付を写し込むか、カメラの日付機能により撮影年月日を表示してください。
- ⑥ 委任状（振込先口座名義人が申請者[被保険者]以外の場合）
- ⑦ マイナンバーにかかわる書類に必要なもの
※マイナンバーの記載してある書類提出にかかわる必要書類の詳細については、お問合せください。

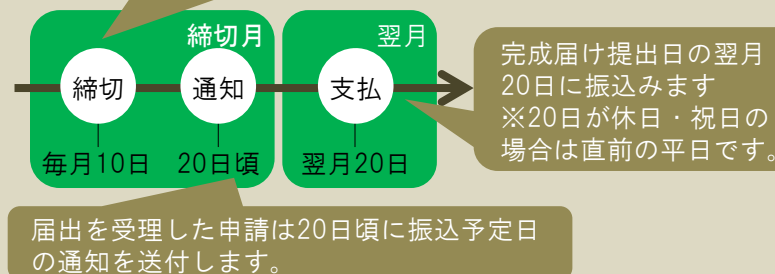
⑦ 支給申請書類の審査、決定、支給

受理した支給申請書類を審査します。審査の結果、支給を決定したものについて「住宅改修費支給決定通知」を被保険者住所（送付先設定されている場合は送付先）に審査を行った月の20日頃送付します。

振込予定日は、支給決定月の翌月の20日（※20日が休日・祝日の場合は直前の平日）です。

● 支払いのスケジュール

毎月10日に支給申請締切
※10日を過ぎた場合は翌月受けます



● 書類の不備や工事内容が不適切な場合

書類不備等の問題により書類の再提出等が締切日に間に合わない場合は翌月の審査となります。また、工事の内容が保険給付要件に照らして不適切な場合は、その全部又は一部が支給対象となりません。なお、申請後に現地を確認する場合がありますので、ご協力をお願いします。

1 手すりの取付け

廊下、トイレ、浴室、玄関から道路までの通路（私有地内に限る）など、転倒予防や移動、または移乗動作の補助を目的として手すりを設置する工事です。手すりの取付けのための最低限度の壁下地補強も対象になります。

※固定しないで使用する手すりは「福祉用具貸与」の対象等となり住宅改修の対象とはなりません。

2 段差の解消

各室間の床の段差や、玄関アプローチの段差を解消するために敷居を撤去したり、スロープを設置したり、床をかさ上げるなどの工事、あるいは浴槽の取替え工事が対象です。

※取付け工事で固定しないスロープは「福祉用具貸与」、固定しない浴室用「すのこ」については「福祉用具購入費」の支給対象になります。

※昇降機、リフト、段差解消機等動力により段差を解消する機器を設置する工事は除かれます。

3 滑りにくい床材等への床材変更

居室においては、畳敷きから板製床材やビニール系床材等への変更、浴室においては、滑りにくい床材への変更、通路面においては、滑りにくい舗装材へ変更、傾斜を解消するなどの工事です。床材の変更のための下地の補修や通路面の変更のための路盤整備も対象です。

4 引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸、折り戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体を取り替える工事のほか、ドアノブの変更、戸車の設置、扉の撤去（扉があることにより動線上不都合がある場合）なども含まれます。なお、引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は動力部分の費用は保険給付の対象となりません。

5 洋式便器等への便器の取替え

和式便器を洋式便器に取り替える工事です。また、和式便器から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは含まれますが、既に洋式便器である場合のこれらの機能等の付加は含まれません。

※水洗化または簡易水洗化にかかる工事や電気配線、天井などの工事は、対象外となります。

※屋外の和式便所を取り壊して、屋内に洋式便所を新設する場合は、洋式便器の設置費用のみ対象となります。

6 1から5の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

- ・ 手すりの取付けのための壁の下地補強
- ・ スロープ設置などの段差解消工事と同時に行う付帯工事としての転落防止柵の設置
- ・ 床材の変更等のための下地補修や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備
- ・ 扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事

など